

2025年3月

Telemedicine

へき地における オンライン診療等の手引き

発行：山口県立総合医療センター へき地医療支援センター
助成：公益社団法人 地域医療振興協 地域医療研究所

CONTENTS [目次]

第1章	手引きの目的と活用方法	01
	1) 目的	01
	2) 手引きの構成と活用方法	01
	3) オンライン診療等の用語の整理	01
	4) へき地医療提供体制とオンライン診療の必要性について	02
	5) へき地におけるオンライン診療の組み合わせ方(主な6パターン)	04
第2章	オンライン診療を始めるにあたって、準備しておくこと	06
	1) オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討	06
	2) オンライン診療に関わる設備	07
	3) 医師の研修と医療機関の届出	07
	4) 患者への説明と合意	08
	5) 診療報酬、患者負担、負担金の授受	08
	6) 処方薬の受け渡し、配送について	08
	7) 補助金等(厚生労働省、総務省、国土交通省等)	09
	8) オンライン診療の運営管理(コーディネーターの役割)	09
	9) デモンストレーション(実証)の実施	11
第3章	へき地医療におけるオンライン診療の事例紹介	12
	パターン①「へき地医療拠点病院等」から「へき地診療所」へのオンライン医師派遣	12
	パターン②「へき地医療拠点病院等」から「へき地診療所」へのオンライン代診	13
	パターン③ 対面診療からオンライン診療への切り替え	14
	パターン④「へき地医療拠点病院等」から「公民館等」へのオンライン巡回診療	15
	パターン⑤「へき地診療所等」から「自宅・介護施設患者」へのオンライン訪問診療	20
	パターン⑥「へき地診療所・医師宅」から「自宅・介護施設患者」へのオンライン再診・往診	23
第4章	これから期待される遠隔医療、オンラインサービスの使い方	24
第5章	関連通知、ガイドライン等	25
	1) 遠隔医療に関する指針やガイドラインについて	25
	2) 補助金等	25
第6章	巻末資料	27
	1) 患者さんへの説明資料例	28
	2) 特例的に医師が常駐しない巡回診療に関わる事務処理例	28
第7章	Q&A	33
	執筆者一覧	35

図 1	遠隔医療、オンライン診療、オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談の関連	02
図 2	へき地におけるオンライン診療を組み合わせる主な利用パターン	04
表 1	基本用語	01
表 2	へき地におけるオンライン診療の基本用語	02
表 3	へき地医療を取り巻く状況や傾向について	03
表 4	オンライン診療の取り入れ方	06
表 5	オンライン診療システムと汎用サービス	07
表 6	へき地で利用可能なオンライン診療システム、オンライン服薬指導システム(一部参考例)	07
表 7	オンライン診療を取り入れる際の関係者の負担	08
表 8	主な関係者一覧	10

1 目的

本手引きは、へき地における住民の医療へのアクセスを維持・向上するため、対面診療を基本としながらも、医療機関、薬局、行政等関係機関が連携して、オンライン診療等（オンライン服薬指導、医薬品等の配送等を含む）を導入する際の手順を整理することを目的としています。

2 手引きの構成と活用方法

本手引きは、第1章～第7章により構成しています。オンライン診療等の基本的な考え方や用語について確認したい場合は第1章第3項を、オンライン診療等を始めるにあたって、準備しておくことは第2章をご覧ください。へき地におけるオンライン診療の主な6パターンは第1章第5項を、それぞれのパターンの具体的な事例は第3章に記載しています。

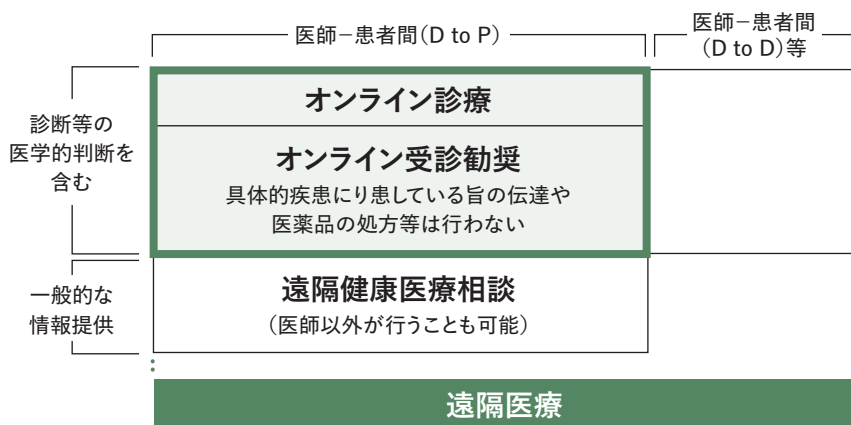
本手引きは、へき地においてオンライン診療等を活用する際に、必要なことや重要なことを中心に記載しています。保険診療、保険外併用診療、自由診療を問わず、遵守すべき関連通知、ガイドライン等は、第5章に掲載しています。なお、オンライン服薬指導については、山口県健康福祉部薬務課発行の「へき地等におけるオンライン服薬指導の導入の手引き」（以下、オンライン服薬指導導入の手引き）をご参照ください。

3 オンライン診療等の用語の整理

厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和5年3月一部改訂）」（以下、オンライン診療指針）の最新版にて、以下の基本用語の確認をお願いします。

表1 基本用語

遠隔医療	オンライン診療	オンライン受診勧奨
診療前相談	遠隔健康医療相談	オンライン診療支援者



※オンライン診療指針の図を参考に作成。太枠は、オンライン診療指針の対象範囲

図1 遠隔医療、オンライン診療、オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談の関連

オンライン診療指針は、医師法、医療法の関係上可能なオンライン診療の範囲や条件を定めたものであり、診療報酬として請求できるかは、別途、確認が必要です。

本手引き用でへき地におけるオンライン診療を説明する際に必要な基本的用語を、以下のように定義しております。

表 2 ヘき地におけるオンライン診療の基本用語

基本用語	説 明
へき地医療拠点病院等	へき地医療拠点病院、へき地診療所、その他医療計画、へき地医療支援計画、へき地勤務医師等派遣計画に基づき協力する医療機関
オンライン医師派遣	へき地医療拠点病院等が行う医師派遣を、オンライン診療により行うこと(主な例:へき地医療拠点病院→へき地診療所)
オンライン代診	へき地医療拠点病院等が行う代替医師の派遣を、オンライン診療により行うこと(主な例:へき地医療拠点病院→へき地診療所)
オンライン巡回診療	へき地医療拠点病院等が行う巡回診療を、オンライン診療により行うこと(主な例:へき地医療拠点病院・へき地診療所→公民館等)
オンライン訪問診療	へき地医療拠点病院等が行う訪問診療を、オンライン診療により行うこと(主な例:へき地医療拠点病院・へき地診療所→自宅)
オンライン再診・往診	へき地医療拠点病院等が行う再診・往診を、オンライン診療により行うこと(主な例:へき地医療拠点病院・へき地診療所→自宅)

厚生労働省「へき地保健医療対策等実施要綱 医政発529号平成13年5月16日
(一部改正 医政発0729第13号令和4年7月29日)」を参考に手引きのため作成

4 ヘき地医療提供体制の現状とオンライン診療の必要性について

①へき地医療提供体制の現状について

厚生労働省のへき地医療対策構築に係る指針によれば、都道府県が策定する医療計画上のへき地とは無医地区等の地域であり、へき地医療対策が必要な地域です。厚生労働省が行っている無医地区等調査(令和4年度)によれば、全国には無医地区等は1,105地区あり、229,507人が暮らしています。そのうち人口300人未満の地区が81%存在し、高齢化率は50%に達しています。

厚生労働省のへき地診療所の調査によれば、週5日以上開院しているへき地診療所は45.9%に留まり、週3日未満の割合は39.2%、一日平均外来人数は16.6人、10人未満の割合は43.5%です。患者数が多くない無医地区等では、毎日開院することは経営的にも、医師のキャリア上の観点からも困難な実態が見えてきます。

②オンライン診療の必要性について

へき地において、住み慣れた地域で長く居住するためには、医療へのアクセスをいかに確保するかが重要です。その際、大きな障壁となるのは、移動手段と移動時間の問題です。医療関係者側のへき地診療所、巡回診療先、自宅への移動時間はもちろんですが、患者側からみても、通院にかかる移動手段の確保は大きな課題であり、高齢患者の身体状況を考慮すれば移動時間による負担も相当なものです。

対面診療の方がオンライン診療と比較して診療上必要な情報量や、患者とのコミュニケーション上優れている点が多々あり、高齢になるほどオンライン診療の機器操作に抵抗感が強いことが予想されます。しかし、新型コロナウイルス感染症以降、少しずつ広まってきたオンライン診療の事例からみると、様々な障害はありますが、利用患者の満足度は高く、以前であれば診療の機会が失われていた場面、すぐには診察してもらえなかった場面、薬をもらえなかった場面において、オンライン診療を組み合わせることですぐに診察してもらえたり、医薬品をもらえるようになったりと良い点も確認されてきています。

今後のへき地医療を取り巻く厳しい環境を鑑みれば、「継続的な医療をいかに確保していくか」という共通の目標の下、医療関係者、自治体、住民、オンライン診療システム事業者など幅広い関係者が、対面診療に加えてオンライン診療をどのように取り入れていくのが良いかについて、各地域で模索していくことが大切ではないでしょうか。

③へき地医療特有の環境について

本手引きでは、へき地医療特有の環境を前提として、対面診療に加えてオンライン診療を取り入れることを想定して、関係する部分を重点的に説明することをご理解ください。一般的な環境下でのオンライン診療については、厚生労働省及び医師会のオンライン診療の手引きをご参照ください。

表 3 へき地医療を取り巻く状況や傾向について

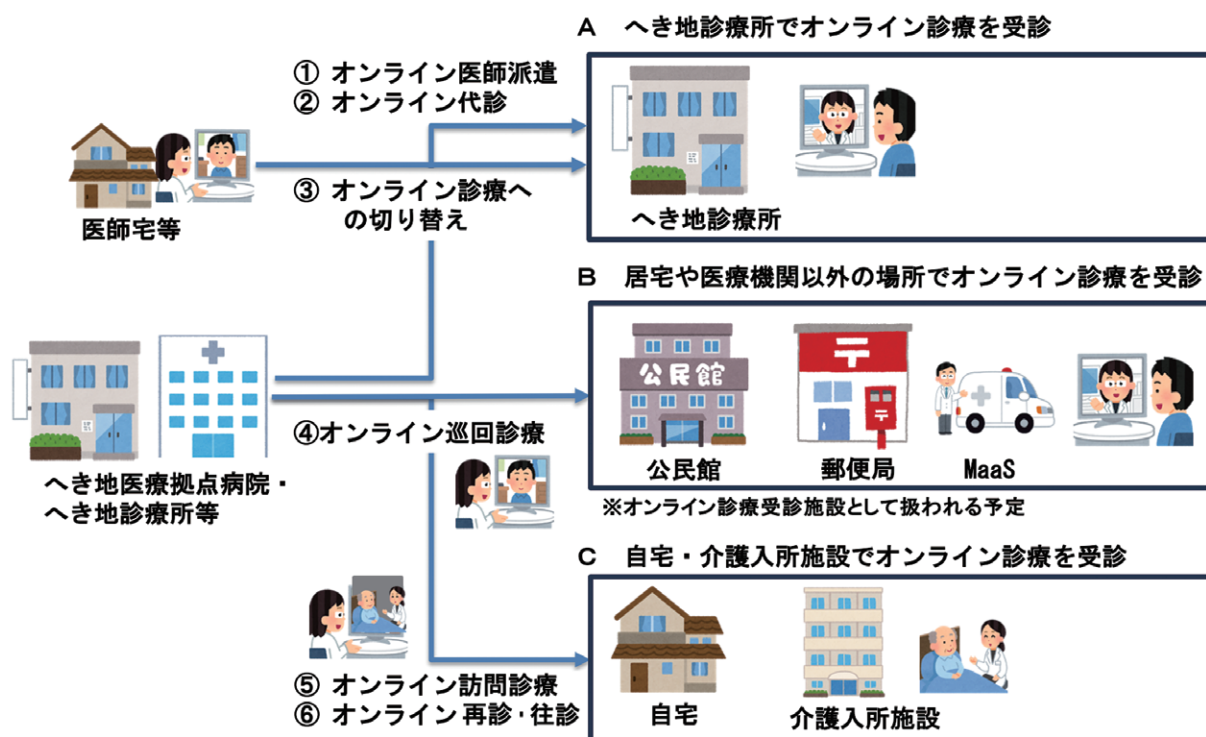
患者について	●受診できる医療機関が限られており、受診したことがある患者がほとんどで、医師と患者との関係が構築されている場合も多く、本人確認が比較的容易 ●対象地域に居住している住民を主な対象としているため、オンライン診療に適した患者を事前に把握することが比較的容易 ●診療前相談を行うために必要な情報が比較的容易に入手可能 ●高齢の患者が中心で、医療機関までの時間距離が長く、交通手段を持たない患者もいる ●IT機器の利用に苦手で不安な高齢患者が多い
オンライン診療を受ける場所	●医師不足で医師が不在となる状況が生じやすく、自宅以外に、へき地診療所や巡回診療先がオンライン診療を受ける場所となることが想定される ●通信環境が良くない場所も多いため事前に確認・調整が必要
看護師等について	●患者のことをよく理解している看護師等が同席し、オンライン診療を支援することが多い ●患者の状態に関する情報収集、医師患者間のコミュニケーションを支援することが可能
医師について	●へき地医療拠点病院等に勤務する医師がオンライン診療を行うため、医師の所属や資格があらかじめ確認されており、医師間の連携も容易
カルテについて	●紙カルテを使用している医療機関もあり ●電子カルテを使用していたとしても、他のへき地医療拠点病院等から閲覧・記入できる状態にあるかは確認が必要

厚生労働省「オンライン診療の利用手順を示した手引き等について」(医政局総務課事務連絡令和6年3月29日)

日本医師会「オンライン診療入門～導入の手引き～第1版」(令和4年4月)

5 ヘき地におけるオンライン診療の組み合わせ方(主な6パターン)

へき地において、対面診療に加えオンライン診療を組み合わせる場面を、患者の受診場所で3つに大きく分類し、合計6つに分類しています(図2)。



※全てのパターンで、へき地では患者の側に看護師がいることが望ましく、診療報酬上の加算がある

図2 ヘき地におけるオンライン診療を組み合わせる主な利用パターン

A ヘき地診療所でオンライン診療を受診する

パターン①は、へき地医療拠点病院等からの定期的な「医師派遣」にオンライン診療による支援を組み合わせる方法です。へき地医療拠点病院においても医師に限りがあるため、オンライン診療日を組み合わせることで医師の移動負担が少なくなり診療機会をより提供することが可能となります。

パターン②は、代診医の派遣をオンラインに切り替えるいわゆる「オンライン代診」です。研修日や学会出張に伴う代診医の派遣はあらかじめ計画することが可能ですが、突発的な医師の傷病等に伴うものは、対応することが困難であることも多く、オンライン診療による代診を行った場合、国への実績報告に含めることができるようになりました。

パターン③は、新型コロナウイルス感染症を契機としてニーズが高まった、医師宅等からへき地診療所の患者へのオンライン診療です。複数のへき地診療所を兼務している医師や、都市部からへき地診療所に勤務する医師は、今後増加すると予想されます。医師自身に感染症疑いがある場合や、悪天候等によって交通事情により現地にいくことが困難な場合があります。そうした場合に、医師宅からオンライン診療を提供できれば、医療の継続だけでなく、へき地診療所の勤務医師採用にあたって条件緩和につながり、へき地を支える人材の底上げ、広がりにも寄与すると期待されます。

B 居宅や医療機関以外の場所でオンライン診療を受診する

パターン④は、居宅でも医療機関でもない公民館、郵便局等の公共施設での「巡回診療」に、へき地医療拠点病院等からオンライン診療を一部組み合わせる方法です。へき地医療拠点病院等と巡回診療先の施設を結び、医師はへき地医療拠点病院等から巡回診療先に来訪した患者にオンライン診療を行います。なお、巡回診療先の施設は、従来の公民館から郵便局（山口県）や閉院となった民間診療所（三重県）など少しずつ広がりを見せています。今後は、オンライン診療受診施設（国会審議中）も対象となる可能性があります。また、医療MaaS（Mobility as a Service）で巡回診療先に赴き、医療MaaSの中で診療を行ったり、へき地医療拠点病院等から医療MaaSの患者へオンライン診療を提供することも始まっています。

C 自宅・介護入所施設でオンライン診療を受診する

パターン⑤は、在宅医療の一貫として行われている訪問診療にオンライン診療を組み合わせるいわゆる「オンライン訪問診療」です。へき地では患者宅までの距離が遠く、対応できる医師も限られているため、例えば2回に1回はオンライン診療を組み合わせることで、へき地でも診療機会を増やすことが可能です。

パターン⑥は、例えば、かかりつけや定期的に訪問診療している患者宅から急な往診依頼があり、患者宅まで距離があり、医師がすぐに駆けつけられない場合など、まず看護師のみが患者の側に赴き、オンライン診療を組み合わせ対応することが可能です（オンライン再診・往診）。これまではこのような場合、電話等再診によって対応してきたと思われますが、オンライン診療で医師の顔を見ながら診察を受けられることは、患者の何よりの安心につながると考えられます。

その他、へき地医療拠点病院の専門医にオンラインで受診する形（D to P with D）や、へき地医療拠点病院の指導医とオンラインで結び、へき地診療所の医師が助言を受けながら診療を行う形（D to D）がありますが、今回の手引きでは扱っていません。

1 オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討

へき地でのオンライン診療の取り入れ方をあらかじめ検討し、対象患者を検討し、診療計画を作成しておくことが重要です。

表 4 オンライン診療の取り入れ方

オンライン診療のタイプ	主な例
どのパターンも「D(医師) to P(患者) with N(看護師等)」を推奨	
① オンライン医師派遣	へき地医療拠点病院等→へき地診療所 ※荒天時での切り替えを含む
② オンライン代診	へき地医療拠点病院等→へき地診療所 ※荒天時での切り替えを含む
③ オンライン診療への切り替え	医師宅など→へき地診療所・患者宅 ※常勤医が感染症疑い、荒天時で診療所に行くことができない場合等
④ オンライン巡回診療	へき地医療拠点病院等→公民館等の公共施設 ※荒天時での切り替えを含む ※巡回診療先は公民館、郵便局、医療MaaS等
⑤ オンライン訪問診療	へき地診療所等→自宅患者・介護施設患者を診療 ※訪問看護師・訪問介護士が同席することが多い ※医療MaaSによる自宅前診療を含む
⑥ オンライン再診・往診	へき地診療所・医師宅→自宅患者・介護施設患者を再診・往診 ※夜間・休日による対応を含む ※訪問看護師・訪問介護士が同席することが多い

一般的な医療機関の医師→自宅患者へオンライン診療を行う以外に、へき地医療拠点病院等→へき地診療所等を行うオンライン医師派遣・オンライン代診・オンライン巡回診療に活用することが想定されます。一般的なオンライン診療(医師→自宅患者)の場合は、個別患者の疾患・症状に沿って、初診以外は個別計画的に行い、診療計画書に基づいて行うことが多いです。一方、オンライン医師派遣・オンライン代診・オンライン巡回診療は、その日一日診察する患者全員にオンライン診療を行うことが前提となります。

そのため、こういった形でオンライン診療を活用するかを事前に検討する必要があります。また、オンライン医師派遣等の日を事前に設定し、オンライン診療に適した患者に計画的に受診してもらうこと、当日医師の都合等によりオンライン診療になった際には、現地の看護師が、オンライン診療に適した患者を症状・疾患に応じて選択する(診療前相談)こと、オンライン診療を行うことの説明と合意を診療前にしてもらうことが必要となります。

2 オンライン診療に関わる設備

現実的には遠隔から閲覧・記入できる「電子カルテ」と、「オンライン診療システム」もしくは「汎用サービス」が必要となります。オンライン診療システムを利用した場合、一定のセキュリティリスクに関する責任を、オンライン診療システムを提供する事業者が負います。一方、汎用サービス（LINE、ZOOM、Teams等）を使用した場合には、セキュリティリスクに関する責任を医療機関が負うことになります。なお、表6には、へき地医療機関で実際に利用されているシステムや今後利用できる可能性があるシステムについて、一部参考例として紹介しています。

表 5 オンライン診療システムと汎用サービス

基本用語	説 明
オンライン診療システム	オンライン診療で使用されることを念頭に作成された資格及び聴覚を用いる情報通信機器のシステム
汎用サービス	オンライン診療に限らず広く用いられるサービスであって、視覚及び聴覚を用いる情報通信機器のシステムを使用するもの

出典：オンライン診療指針

表 6 へき地で利用可能なオンライン診療システム、オンライン服薬指導システム（一部参考例）

No.	サービスの種類		システム名	会社	利用システム		処方箋を薬局に送る方法		電子処方箋応 需可否
	オンライン 診療	オンライン 服薬指導			アプリ	ブラウザ	患者→薬局	医療機関→ 薬局	
1	—	—	Teams	Microsoft	○	○	—	△FAX等	—
2	—	—	Zoom	Zoom	○	○	—	△FAX等	—
3	—	—	FaceTime	Apple	○	○	—	△FAX等	—
4	—	—	GoogleMeet	Google	○	○	—	△FAX等	—
5	○	○	Teladoc HEALTH	ウィーメックス株式会社	○	—	—	△FAX等	—
6	○	○	セコムVitalook	セコム医療システム株式会社	○	—	—	△FAX等	—
7	○	○	CLINICS /PHARMS	株式会社メドレー	○	○	○	内	○
8	○	○	curoonお薬サポート	株式会社MICIN	○	○	○	内	○
9	○	○	caradaオンライン診療	株式会社カラダメディカ	○	○	○	内	○
10	○	○	くすりの窓口オンライン服薬指導	株式会社くすりの窓口	—	○	○	内	○
11	○	○	SOKUYAKU	ジェイフロンティア株式会社	○	○	—	内	—
12	○	○	KAITOS	東邦薬品株式会社	○	○	○	内	—
13	—	○	Connect Online	株式会社C.Medical（シー・メディカル）	○	—	○	△FAX等	—
14	—	○	kakari	メドピア株式会社	○	—	○	△FAX等	○
15	—	○	Wemexオンライン服薬指導	ウィーメックス株式会社	○	○	○	△FAX等	—
16	—	○	Pocket Musubi（おくすり連絡帳）	株式会社カケハシ	○LINE	—	○	△FAX等	○
17	—	○	Medixs リモート調剤薬局	株式会社アクシス	○	—	○	△FAX等	—
18	—	○	つながる薬局	株式会社ファーマシフト	○LINE	—	○	△FAX等	○
19	—	○	フォロケア	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ	○LINE	—	○	△FAX等	—

※多くのサービスでクレジットカードの決済に対応していますが、最新の決済方法や患者負担については、個別に最新情報をご確認ください。

3 医師の研修と医療機関の届出

オンライン診療を行う医師は厚生労働省が定める研修を受講（e-learning）し、オンライン診療を行う医療機関は地方厚生局に届出を行ってください。

4 患者への説明と合意

オンライン診療指針に基づき、オンライン診療に関して十分な情報を提供し、患者の合意を得ることが必要です。合意内容は、診療計画及びカルテに記載しておくことが求められています。なお、オンライン代診や離島等の悪天候時等において、医師派遣や巡回診療をオンライン診療に切り替える可能性がある場合には、当日、事前に患者にオンライン診療となることについて説明する文書がある方がスムーズです。患者に説明し合意を得た旨をカルテに記載しておいてください。

5 診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金

診療報酬、患者負担金、へき地医療拠点病院等間の負担金については、事前に関係者で確認してください。

表 7 オンライン診療を取り入れる際の関係者の負担

	オンライン医師派遣	オンライン代診	オンライン巡回診療
診療報酬の受け取り	派遣先医療機関	派遣先医療機関	派遣元医療機関
患者負担金	派遣先医療機関	派遣先医療機関	派遣元医療機関
医療機関間の負担金	派遣先→派遣元	派遣先→派遣元	

※1 オンライン医師派遣・オンライン代診では、派遣先の医療機関所属の医師として診療するため、診療報酬の受け取り及び患者負担の受け取りは、派遣先の医療機関となります。

※2 負担金の算出方法、支払い時期は、補助金との兼ね合いもあるため、都道府県及び管轄する市町村、へき地医療拠点病院等の間で協議しておく必要があります。

6 処方薬の受け渡し、配送について

対面診療時に処方方法(院内・院外)に沿って処方箋を出すことになります。

(1) 院外処方の場合

院外処方を行い、薬局にて対面による服薬指導、薬の授受、支払いをする場合は問題ありません。要介護等の患者が薬局に行くことが困難である場合は、山口県等の一部の地域では、薬局から薬剤師が患者の場所(自宅、介護施設等)へ訪問し服薬指導を行っています。

ただし、近隣に薬局が無い場合、へき地医療拠点病院等の別室(鳥羽市の事例)や近隣の郵便局(平郡島の事例)にてオンライン服薬指導を受ける方法があります。その場合、事前に地域の薬剤師会と相談の上、オンライン服薬指導を行う薬局を選定し、服薬指導を受ける場所の確保(へき地医療拠点病院等内など)、処方箋の送付方法、診療報酬の支払い方法、処方薬の受け取り方法について決めておく必要があります。詳しくは、山口県健康福祉部薬務課発行の「オンライン服薬指導の導入の手引き」をご参照ください。

(2) 院内処方の場合

オンライン診療の場合、現地のへき地医療拠点病院等内に医師がいないことから、院内処方は原則的には認められていません。ただし、離島等の診療所において、荒天時等により医師・薬剤師が渡航できない場合には、一定の条件の下、院内処方が可能になります。ここでは、基本的な流れについて説明しますが、詳しくは、厚生労働省「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(薬生総発0323第2号、医政総発0323第3号、令和4年3月23日)を確認ください。

<基本的な流れ>

- ①医師がオンライン診療中に、処方内容について患者に説明する
- ②医師が現地の看護師・准看護師に処方箋に記載された医薬品の必要量を取り揃えるよう指示する
- ③医師がオンラインで処方内容の医薬品と相違が無いかを確認する
- ④現地の看護師・准看護師が医薬品を患者に渡す

7 補助金等(内閣府、厚生労働省、総務省等)

遠隔診療を支援するための補助金等が出ています。本手引きの5章で全国共通の補助金、山口県、三重県特有の補助金は紹介していますが、最新情報をご確認ください。

8 オンライン診療の運営管理(コーディネーターの役割)

へき地においてオンライン診療を導入する際には、地域や医療機関によって必要となる関係者が多岐に渡ることから、全体の運営を調整・管理する者(コーディネーター)を置くことを推奨します。へき地では、医師、看護師、事務職員の人数が限られており、多くの関係者との調整や管理には限界があります。少なくともデモンストレーション(実証)後からオンライン診療が軌道に乗るまでは、オンライン診療全体の運営を調整・管理を担うコーディネーターがいる方が円滑に進みます。へき地医療拠点病院等は、市町村立の組織である場合が多く、地域医療を担当する部署の行政関係者が主体的にコーディネーター役を担うことが望ましいですが、難しい場合は、円滑に運用されるまでその役割を民間業者等に委託することも選択肢のひとつです。

次の頁に、主な関係者一覧を示しました。

表 8 主な関係者一覧

関係者	役 割
へき地医療拠点病院等(オンライン診療を行う医師の所属機関)	
医 師	●オンライン診療を実施
事 務	●オンライン診療システムの設置と操作の支援 ●へき地診療所等とのやり取り、県や市町との負担金の相談
へき地医療拠点病院等(オンライン診療を受ける患者がいるへき地診療所等)	
医 師	●オンライン診療を行う患者の検討 ●患者への事前説明、診療計画、説明書の作成 ●オンライン診療を行う医師との連絡・調整 ●事前準備、看護師、事務との役割分担とフローの確認等
看 護 師	●患者の側にいて、医師とのコミュニケーション、機器の操作、患者情報の伝達、触診、聴診の補助等オンライン診療の支援 ●患者への医薬品の受け渡し等(荒天時等の場合)
事 務	●オンライン診療システムの設置と操作の支援 ●診療報酬の計算、処方箋の送付 ●へき地医療拠点病院等とのやり取り、県や市町との負担金の相談等 ●地方厚生局、保健所等への届け出
薬局(オンライン服薬指導を行う場合)	
薬 剤 師	●処方箋の授受、オンライン服薬指導、診療報酬の支払い、医薬品の受け渡しまでの一連の流れを担当
行政	
都道府県	●オンライン診療、オンライン服薬指導に関わる助言、情報提供、関係者の紹介等 ●市町村やへき地医療拠点病院等との負担金の調整
市 町 村	●へき地診療所や巡回診療の運営方針の策定(オンライン診療・オンライン服薬指導を取り入れるか等) ●巡回診療を行っている場合は場所の確保 ●地域住民へ説明 ●都道府県やへき地医療拠点病院等との負担金の調整
オンライン診療システムを提供する事業者	
事 業 者	●オンライン診療システムの提供(貸与、販売) ●システムの設置、操作に関わる技術的支援 ●デモンストレーション時や円滑に運用されるまでのサポート
その他、協力機関	
郵 便 局	●巡回診療先としての場所の提供やオンライン診療・オンライン服薬指導の際の支援等

9 デモンストレーション(実証)の実施

これまで本手引きで説明した内容をもとに、事前準備を行い、関係者との協力、合意の下に着実に進める必要があります。山口県内での事例では、以下のような段階を経て進めるようにしていました。

- ①オンライン診療等を取り入れるかの検討
- ②関係者を把握し、関係者間での相談・協議
- ③事前準備の開始
- ④関係者だけのデモンストレーションの実施
- ⑤患者の協力を得てのデモンストレーションの実施
- ⑥広報や説明会の実施
- ⑦少数の患者への実際の適用→本格運用

A へき地診療所でオンライン診療を受診する

パターン①「へき地医療拠点病院等」から「へき地診療所」へのオンライン医師派遣

事例①：周東総合病院（へき地医療拠点病院）→ 柳井市立平郡診療所（へき地診療所）

1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ● 診療日に荒天時等により定期航路が欠航となった時や医師が感染症疑い等のため診療所で診察できない時にTeladoc HEALTH Mini Cartを使ってオンライン診療を実施 ● 平郡島在住の患者を対象
2	オンライン診療に関わる設備 ● クラウド型電子カルテ（きりんカルテ）を利用し、周東総合病院（へき地医療拠点病院）等から医師が記入（双方で閲覧・記載可能） ● Teladoc HEALTH Mini Cartを利用
3	医師の研修と医療機関の届出 ● 平郡診療所の医師はオンライン診療の研修（e-learning）を受講 ● 平郡診療所はオンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出
4	患者への説明と合意 ● 平郡島に医師が来られないことを患者に伝え、オンライン診療で対応せざるを得ないことを説明し、同意を取得
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ● 初診料若しくは再診料（情報通信機器）
6	処方薬の受け渡し、配送について ● 医師確認の下、看護師が診療所の院内の薬剤で取り揃え、患者に渡す ● もしくは、院外処方箋を発行し、島内の郵便局でオンライン服薬指導として後日、本土から配送
7	補助金・交付金 ● 補助金及び交付金はなし
8	オンライン診療の運営管理（コーディネーター） ● 急遽オンライン診療で対応せざるを得ない場合には、医師及び看護師で情報の共有を行いながら、患者に対しオンライン診療を実施
9	デモンストレーション（実証）の実施 ● 医師の派遣体制が常勤医師から非常勤医師への派遣へと変更となった際、遠隔医療システム実証実験を実施（令和3年12月～令和4年6月）
10	その他、工夫していること

パターン②「へき地医療拠点病院等」から「へき地診療所」のオンライン代診

事例②：山口県立総合医療センター（へき地医療拠点病院） →岩国市立本郷診療所（へき地診療所）	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ●年度始めに、可能性がある患者については、オンライン診療計画書を作成し、カルテに記載 ●当日、オンライン代診に切り替える場合は、看護師が症状の安定した患者さんを中心に受診してもらうよう促し、対面診療の必要性が高い患者やオンライン診療に抵抗感がある患者については、電話で次回の対面診療を案内 ●初診の場合は、看護師による事前に問診を実施
2	オンライン診療に関わる設備 ●クラウド型電子カルテ（きりんカルテ）を利用し、県立総合医療センターへき地医療支援センターから記載・閲覧可能 ●Teladoc HEALTH View Point を利用し、電子聴診器も利用可能 ●バックアップ用に、汎用サービス（LINE、ZOOM）も利用できるよう準備
3	医師の研修と医療機関の届出 ●山口県立総合医療センターへき地医療支援センター所属の医師は、オンライン診療の研修（e-learning）を受講 ●両医療機関の事務スタッフで医師免許証、保険医登録証、オンライン診療研修の受講証明書を受受 ●岩国市立本郷診療所は、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出
4	患者への説明と合意 ●当日、受付時に、看護師がオンライン診療に切り替わることを説明 ●説明用の簡便な資料を用意（巻末、参考資料参照）
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ●初診料もしくは再診料（情報通信機器）、看護師等遠隔診療補助加算を算定 ●患者は窓口で現金払い ●年度末に、岩国市立本郷診療所から山口県立総合医療センターに負担金を支払う（診療時間分のみで、移動費分は減額）
6	処方薬の受け渡し、配送について ●看護師が処方薬についてオンラインで医師に確認し、看護師から患者に手渡し
7	補助金・交付金 ●山口県立総合医療センターのへき地医療拠点病院の代診実績として集計し、年度末に県に申請
8	オンライン診療の運営管理（コーディネーター） ●山口県立総合医療センターへき地医療支援センターの事務と岩国市本郷診療所の看護師が中心となり準備し、運営管理
9	デモンストレーション（実証）の実施 ●オンライン代診を行う可能性のあるへき地診療所に対して、デモンストレーションを依頼し、数名の患者の協力を得て準備を実施
10	その他、工夫していること

パターン③ 対面診療からオンライン診療への切り替え

事例③：鳥羽市立神島診療所医師宅（島外）、保険医登録診療所（島外）→へき地診療所	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ● 通常診療が行われる平日時間帯において、医師の急病や悪天候により、医師が診療所に来ることができない場合にオンライン診療に切り替え ● 定期通院している患者に対しては通常対面診療の際にオンライン診療の同意を取得 ● 主に対象は病状が安定している定期通院患者だが、急患発生時にもオンライン診療の同意を得て対応
2	オンライン診療に関わる設備 ● クラウド型電子カルテ（セコムOWEL）を導入しているため、医師が島外からでもカルテの記載が可能 ● 看護師も現地からカルテを閲覧記載し、処方、処置内容の確認や、搬送が必要な場合は診療情報提供書の印刷を診療所から行うことも可能 ● 遠隔診療支援システムは、セコム医療システム（株）のVitalookを使用 ● 診療所側には遠隔聴診器、血圧計、電子体温計、パルスオキシメーター、心電送信機、外部カメラが利用でき、医師側のシステムに反映
3	医師の研修と医療機関の届出 ● 鳥羽市立診療所に所属する医師は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療の研修とともに、へき地における患者が看護師等という場合のオンライン診療の研修を受講 ● 鳥羽市立診療所は、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出 ● さらに、三重県伊勢保健所に巡回診療先のオンライン診療の実施の可能性について届出
4	患者への説明と合意 ● 診療所に医師がいないことを患者に伝え、オンライン診療で対応せざるを得ないことを説明し、同意を取得 ● 診察の結果によっては、搬送が必要になることにも同意を取得
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ● 初診料もしくは再診料（情報通信機器） ● 看護師等遠隔診療補助加算 ● 診療終了後、診療費と薬剤料を診療所窓口にて支払い
6	処方薬の受け渡し、配送について ● 医師確認の下、看護師に調剤を依頼し、処方薬を診療所窓口にて手渡し
7	補助金・交付金 ● 国土交通省 スマートアイランド推進実証調査 ● 国土交通省 離島活性化交付金（デジタル技術等新技術活用促進事業）
8	オンライン診療の運営管理（コーディネーター） ● 診療所に患者が来院し受付を済ませると、事務職員または看護師から医師に連絡を入れ、オンライン診療を開始
9	デモンストレーション（実証）の実施 ● 施設側の通信環境を確認し、実際にオンラインで繋いで映像・音声確認を実施
10	その他、工夫していること

B 医療機関以外の場所でオンライン診療を受診する

パターン④「へき地医療拠点病院等」から「公民館等」へのオンライン巡回診療

事例④-1: 山口県立総合医療センター(へき地医療拠点病院) → 萩市相島文化センター(公民館)にオンライン巡回診療(主に荒天時)	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ● 年度始めに、巡回診療に定期受診している患者全員に、荒天時にオンライン診療に切り替える旨のオンライン診療計画書を作成し、カルテに記載 ● 荒天時、現地の準備から診察室への誘導等を担っていただく相島在住のケアマネを「オンライン診療支援者」として、予約患者の診療をオンライン診療に切り替え
2	オンライン診療に関わる設備 ● オンライン診療システムは、メドレー社のClinicsを使用し、山口県立総合医療センターはノートパソコン、離島はiPadを使用 ● また、電子カルテシステム(山口県立総合医療センター)は普段から離島でもリモートデスクトップ(シンクライアント方式)で操作可能な状況
3	医師の研修と医療機関の届出 ● 山口県立総合医療センターへき地医療支援センター所属の医師は、オンライン診療の研修(e-learning)を受講 ● 山口県立総合医療センターは、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出 ● さらに、萩保健所に巡回診療先のオンライン診療の実施を届出
4	患者への説明と合意 ● 事前(年度始め)に定期受診している患者に説明と同意を取得 ● 荒天時当日、受付時に、ケアマネ(オンライン診療支援者)がオンライン診療に切り替わることを説明 ● 説明用の簡便な資料を用意(巻末、参考資料参照)
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ● 初診料もしくは再診料(情報通信機器) ● 看護師等遠隔診療補助加算はオンライン診療支援者がケアマネのため算定不可 ● 診療代は、次回対面診療の際に窓口(離島)で現金払い
6	処方薬の受け渡し、配送について ● 原則、数日分手元に処方が残っているため、オンライン診療後に院内処方した薬剤を配送 ● 院内処方した薬剤のため、オンライン服薬指導は不要
7	補助金・交付金 ● 診療システム経費については、初期費用も含めて山口県立総合医療センターのへき地医療拠点病院運営事業「医療活動費(借料および損料)」として計上
8	オンライン診療の運営管理(コーディネーター) ● 山口県立総合医療センターへき地医療支援センターの事務スタッフと離島在住のケアマネジャーが事前および荒天時に連絡を取り、運営管理 ● セキュリティ面は山口県立総合医療センターシステム班がサポート
9	デモンストレーション(実証)の実施 ● 厚労省の実証事業(令和2年度～)後、令和4年度より実装 ● 荒天時を想定し、定期的に実施
10	その他、工夫していること ● 関係者(かかりつけ医、オンライン診療支援者、萩市看護師、訪問看護師等)による定期ミーティング(Zoom)を月1回実施して、特に気になる患者の情報を共有 ● MCS(Medical Care Station)を用いて、関係者で情報共有

事例④-2:周南市国民健康保険鹿野診療所(へき地診療所)

→ 高瀬郵便局内の「和田巡回診療所」にオンライン巡回診療

1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ●元々、対面診療を行っている患者の中から、オンライン診療に適していると思われる患者にオンライン診療の実施を打診し、了解を得られた方を対象に実施
2	オンライン診療に関わる設備 ●診療室は、高瀬郵便局内の相談ブース ●オンライン診療用のノートパソコン(カメラ及びZoom)、モバイルルーターを利用 ●クラウド型電子カルテ(きりんカルテ)を利用 ※オンライン診療を実施するのに、外部システム(Zoom)を導入するので、セキュリティ面で問題がないか、市の情報担当課へも事前に相談
3	医師の研修と医療機関の届出 ●「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療の研修 ●「特例的に医師が常駐しないオンライン診療による巡回診療の実施に係る事務処理要領」に基づき「巡回診療実施計画書」を健康福祉センターへ提出 ●その後、3か月ごとに、「実施報告書」を提出
4	患者への説明と合意 ●事前に対面で定期受診している患者のうち、症状が安定している患者にオンライン診療の説明と同意を取得
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ●再診料(情報通信機器) ●診療代は、後日、納付書を患者宅へ送付し、患者が金融機関にて現金払い
6	処方薬の受け渡し、配送について ●院外処方で、薬局から患者宅へ送付又は直接配達 ●服薬指導は、オンライン又は薬配達時に患者宅で直接指導 ●薬代は、配達時に患者宅で精算。送付の場合は、支払い方法(振込先等)を薬に同封
7	補助金・交付金 ●オンライン診療で利用するノートパソコン、モバイルルーターについては、医療施設等設備整備費補助金を活用 ●診療に係る経費(人件費・診療材料費・オンライン診療経費)については、へき地拠点病院運営事業補助金を活用
8	オンライン診療の運営管理(コーディネーター) ●高瀬郵便局局員(郵便局とは「周南市オンライン診療等支援事務委託契約」を締結)及び鹿野診療所職員
9	デモンストレーション(実証)の実施 ●事前に接続テストを実施
10	その他、工夫していること ●診療の手順の作成や、薬の処方、補助金の活用など、多くの業務が関係するため、郵便局、薬剤師会、県薬務課や補助金担当など、様々な団体との協議を実施 ●これまで、診療所のない地区での診療開始だったので、地元説明会などで周知

事例④-3:周東総合病院(へき地医療拠点病院)

→ 柳井市平郡島郵便局内のオンライン診療用ブースにてオンライン巡回診療

1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ● 平郡診療所の患者を対象 - 患者の中から生活習慣病など症状等が安定している患者に対し、オンライン診療の実施を打診し、同意が得られた患者に対し実施
2	オンライン診療に関わる設備 ● 平郡郵便局内にオンライン診療専用室を設置し、遠隔医療システムとしてセコム Vitalook (iPad) と Bluetooth 接続の周辺機器 (体温計、血圧計、パルスオキシメーター等) を接続して利用 (モバイル Wi-Fi ルーターによるデータ通信により) ● クラウド型電子カルテ (きりんカルテ) を利用し、周東総合病院から医師が記入。Vitalook (iPad) で得た患者の体温、血圧、酸素飽和度等の情報をカルテに記載
3	医師の研修と医療機関の届出 ● 平郡診療所の医師はオンライン診療の研修 (e-learning) を受講 ● 巡回診療実施計画書 (オンライン) を柳井健康福祉センターに届け出
4	患者への説明と合意 ● 対面診察時に事前にオンライン診療の実施可能な患者に対し実証事業としてのオンライン診療とオンライン服薬指導を説明し、同意を取得
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ● 再診料 (情報通信機器) ● 診察代は郵便窓口で現金払い (払込取扱票により)
6	処方薬の受け渡し、配送について ● オンライン診療の後、郵便局内専用室内で患者と市内協力薬局との間でオンライン服薬指導を行った後、医薬品を患者宅まで郵送 ● 医薬品代は郵便局窓口で現金払い (郵便局員がお薬代の金額が書かれた払込取扱票を患者に渡す)
7	補助金・交付金 ● 総務省「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」により実証 (令和6年度)
8	オンライン診療の運営管理 (コーディネーター) ● 診療所職員がクラウド型電子カルテの予約患者情報をマイクロソフト Teams 上の共有ファイル (エクセル) に入力し、予約管理に基づきオンライン診療等を実施
9	デモンストレーション (実証) の実施 ● 施設 (周東総合病院、薬局及び郵便局) の通信状況を確認し、実際にオンラインで繋いで映像・音声、周辺機器の接続確認等を実施 ● 実証事業により請負業者が進捗管理を受託
10	その他、工夫していること ● 当日の予約患者の状況が把握できるようマイクロソフト Teams 上の共有ファイル (エクセル) でオンライン診療、オンライン服薬指導の予約時間等の管理 ● オンライン診療及びオンライン服薬指導の際には Teams のグループチャットを利用し、医師、薬剤師、郵便局員等が連携

事例④-4:鳥羽市立桃取診療所(答志島) → 答志町オンライン診療室(答志島にある民間診療所跡)	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ● 桃取診療所に定期受診中で、病状が落ち着いており且つ桃取地区から離れている答志・答志和具地区居住の患者に対してオンライン診療を提案 ● 数か月に一回は桃取診療所での対面診療を約束
2	オンライン診療に関わる設備 ● オンライン診療室は以前民間医療機関として使用されていた建物 ● Wi-Fiを整備済 ● オンライン診療室には、クラウド型電子カルテと会計システムを利用可能なパソコン、プリンター、オンライン診療支援システム(セコムVitalook)を設置 ● オンライン服薬指導はFaceTimeで行うため、専用のiPadを設置 ● 医師、看護師、薬剤師等はMCS(Medical Care Station)を用いて患者ごとにグループを作成し、患者情報や診療の進捗状況を共有
3	医師の研修と医療機関の届出 ● 鳥羽市立診療所に所属する医師は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療の研修とともに、へき地における患者が看護師等という場合のオンライン診療の研修を受講 ● 鳥羽市立診療所は、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出 ● さらに、三重県伊勢保健所に巡回診療先のオンライン診療の実施について届出 ● 巡回診療には反復的継続要件があり、頻度等について保健所と個別確認
4	患者への説明と合意 ● 対面診療時にオンライン診療とオンライン服薬指導がワンストップで可能となるオンライン診療室について説明し、承諾を得て、次回からの活用を提案 ● オンライン診療室では看護師から再度オンライン診療とオンライン服薬指導の受け方、会計の方法、処方薬の受け取り方法や支払い方法について説明を実施
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ● 再診料(情報通信機器) ● 看護師等遠隔診療補助加算 ● オンライン診療室にクラウド型電子カルテ、クラウド型会計システムが可能なパソコンとプリンターを整備しているため、診療費は現地にて現金払い
6	処方薬の受け渡し、配送について ● 医師は診察後に、診察内容や院外処方箋のスクリーンショットをMCSにアップし、薬剤師はその情報を確認しながら調剤とオンライン服薬指導を実施(電子処方箋による運用方法については検討中) ● 宅配業者を利用し患者宅まで配送 ● 定期船の船着場まで薬局スタッフが薬剤を届け、定期船に乗せてくれることもあり ● 郵送料込みの薬剤費の支払いは、QRコード決済または後日薬局窓口にて支払い
7	補助金・交付金 ● 国土交通省 スマートアイランド推進実証調査 ● 国土交通省 離島活性化交付金(デジタル技術等新技術活用促進事業)
8	オンライン診療の運営管理(コーディネーター) ● 市立診療所医師・看護師及び鳥羽市健康福祉課健康係事務職員 ● 桃取診療所医師が患者を選定し、MCSを用い薬局薬剤師とスケジュールを調整 ● 当日は市立診療所の看護師や事務職員が現場で、受付からオンライン診療、オンライン服薬指導、支払いまでの流れをMCSを用いて、医師、薬剤師と連絡をとりながら患者を誘導、支援
9	デモンストレーション(実証)の実施 ● 施設側の通信環境を確認し、実際にオンラインで繋いで映像・音声確認
10	その他、工夫していること ● 対象患者ごとにMCSで医師、看護師、薬剤師でグループを作り、診療内容などの患者の情報を共有 ● 受付からオンライン診療、オンライン服薬指導、会計までがスムーズに進むようにMCSで逐次進行具合を共有し、調整

事例④-5:鳥羽市立鏡浦診療所石鏡分室(へき地診療所) → 医療MaaS車両(公共の場)	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ● 鏡浦診療所石鏡分室は診療所開設日数、診療時間が短く、また集落から少し離れた場所にあるため受診する機会を逃す高齢者が多い ● そこで鏡浦診療所石鏡分室に定期通院中で、病状が落ち着いており、かつ移動能力に問題のある患者に対して、集落近くの公共の場に停車させた医療MaaS車両でのオンライン診療を提案 ● 医療MaaS車両には運行業務委託先の運転手のほか看護師一名が乗車
2	オンライン診療に関わる設備 ● 医療MaaS車両にはクラウド型電子カルテと会計システムが使用可能なパソコン、プリンター、オンライン診療支援システム(セコムVitalook)を設置 ● オンライン服薬指導はFaceTimeで行うため、専用のiPadを設置 ● 医療MaaS車両内ではWi-Fiが利用可能 ● 運転手は委託先の地元タクシー会社から派遣
3	医師の研修と医療機関の届出 ● 鳥羽市立診療所に所属する医師及び従事する三重大学医学部附属病院の医師は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療の研修とともに、へき地における患者が看護師等という場合のオンライン診療の研修を受講 ● 鳥羽市立診療所は、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出。さらに、三重県伊勢保健所に巡回診療先のオンライン診療の実施の可能性について届出
4	患者への説明と合意 ● 対面診療時に医療MaaS車両でオンライン診療とオンライン服薬指導が可能である旨を説明し、承諾を得て、次回からの活用を提案 ● 当日に再度、医療MaaS車両に乗車している市立診療所看護師から再度オンライン診療とオンライン服薬指導の受け方、会計の方法、処方薬の受け取り方法や支払い方法について説明
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ● 再診料(情報通信機器) ● 看護師等遠隔診療補助加算 ● 医療MaaS車両にはクラウド型電子カルテ、クラウド型会計システムが可能なパソコンとプリンターを設置してあるため、診療費は現地にて現金払い
6	処方薬の受け渡し、配送について ● 院内処方の場合は看護師が後日自宅まで薬剤を届出 ● 院外処方の場合は、患者や患者家族もしくは集落支援員が後日薬局まで受け取り(または宅配業者による配送) ● 支払はQRコード決済または後日薬局窓口にて支払い
7	補助金・交付金 ● 内閣府 デジタル田園都市国家構想交付金
8	オンライン診療の運営管理(コーディネーター) ● 市立診療所医師・看護師及び鳥羽市健康福祉課健康係事務職員 ● 鏡浦診療所医師が患者を選定し、看護師がMCSを用い薬局薬剤師とスケジュールを調整 ● 看護師が医療MaaS車両の予約システムを用い、車両の運転を委託する運転手と診療日時を共有 ● 当日は市立診療所の看護師が受付からオンライン診療、オンライン服薬指導、支払いまでの流れをMCSを用いて、医師、薬剤師と連絡をとりながら患者を誘導、支援
9	デモンストレーション(実証)の実施 ● 施設側の通信環境を確認し、実際にオンラインで繋いで映像・音声確認
10	その他、工夫していること ● 対象患者ごとにMCSで医師、看護師、薬剤師でグループを作り、診療内容などの患者の情報を共有 ● 受付からオンライン診療、オンライン服薬指導、会計までがスムーズに進むようにMCSで逐次進行具合を共有し、調整 ● 対面診療を要する場合や、対面診療を望む患者には医療MaaS車両による診療所までの移送サービスを勧奨

C 自宅・介護入所施設でオンライン診療を受診する

パターン⑤「へき地診療所等」から「自宅・介護施設患者」へのオンライン訪問診療

事例⑤-1: 山口市徳地診療所(へき地診療所)→ 自宅患者	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ●元々、訪問診療を行っており、状態が安定している患者 ●肢体不自由で在宅療養をしているが、リモートワークを行っており、ITリテラシーが高く、オンライン診療に適していると思われる患者にオンライン診療の実施を打診し、了解を得た時点から開始
2	オンライン診療に関わる設備 ●クラウド型の電子カルテ(きりんカルテ)を利用し、現地から看護師、徳地診療所では医師が記入・双方に閲覧可能 ●Teladoc HEALTH View Point を利用 ●バックアップに、汎用サービス(FaceTime)も利用できるよう準備
3	医師の研修と医療機関の届出 ●山口市徳地診療所の医師は、オンライン診療の研修(e-learning)を受講 ●山口市徳地診療所は、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出
4	患者への説明と合意 ●医師から患者にオンライン診療の実施を説明し、同意を取得 ●同意を得た後に、次の訪問診療からオンライン診療を導入 ●緊急時の往診を約束し、4ヶ月に1回は対面での訪問診療を実施
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ●初診料もしくは再診料(情報通信機器)、在医総管(在支診等以外・月1回・通信機1人)、看護師等遠隔診療補助加算を算定 ●患者は、福祉医療受給者のため窓口での支払いは発生せず
6	処方薬の受け渡し、配送について ●診療所医師は、訪問薬剤指導指示を地元薬局に行い、地元薬局薬剤師が訪問にて薬剤指導と配薬を実施
7	補助金・交付金 ●このケースについての補助金・交付金はなし
8	オンライン診療の運営管理(コーディネーター) ●徳地診療所の医師、看護師が主導しているが、事務も現地に赴き通信など補助を実施
9	デモンストレーション(実証)の実施 ●患者宅の通信環境を確認し、実際にオンラインで繋いで映像・音声確認
10	その他、工夫していること

事例⑤-2:鳥羽市立鏡浦診療所、鏡浦診療所石鏡分室 → 医療MaaS車両(患者自宅前)or 患者自宅	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ● 鏡浦診療所(石鏡分室を含む)に定期受診しているが、本人の病状もしくは周囲の環境変化により通院が困難となった患者に対して、看護師が医療MaaS車両に同乗し、患者宅前に停車させた車両や患者宅でオンライン診療とオンライン服薬指導を実施 ● 数か月に一回は診療所での対面診療や、自宅への訪問診療を実施
2	オンライン診療に関わる設備 ● 医療MaaS車両にはクラウド型電子カルテと会計システムが使用可能なパソコン、プリンター、オンライン診療支援システム(セコムVitalook)を設置 ● オンライン服薬指導はFaceTimeで行うため、専用のiPadを設置 ● 患者自宅内で行う場合は、看護師が医療MaaS車両内にあるVitalookを取り外し、自宅まで持ち込みオンライン診療とオンライン服薬指導を実施 ● 運転手は委託先の地元タクシー会社から派遣。停車場所は運転手が事前に調査
3	医師の研修と医療機関の届出 ● 鳥羽市立診療所に所属する医師及び従事する三重大学医学部附属病院の医師は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療の研修とともに、へき地における患者が看護師等という場合のオンライン診療の研修を受講 ● 鳥羽市立診療所は、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出。さらに、三重県伊勢保健所に巡回診療先のオンライン診療の実施の可能性について届出
4	患者への説明と合意 ● 対面診療時や訪問診療時に医療MaaS車両や自宅で、オンライン診療とオンライン服薬指導が可能である旨を説明し、承諾を得た場合に次回から実施 ● 医療MaaS車両に乗車している看護師から再度オンライン診療とオンライン服薬指導の受け方、会計の方法、処方薬の受け取り方法や支払い方法について説明
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ● 再診料(情報通信機器) ● 看護師等遠隔診療補助加算 ● 医療MaaS車両にはクラウド型電子カルテ、クラウド型会計システムが可能なパソコンとプリンターを設置してあるため、現地で現金払い
6	処方薬の受け渡し、配送について ● 院内処方の場合は看護師が後日自宅まで薬剤を配送 ● 院外処方の場合は、患者や患者家族もしくは集落支援員が後日薬局で授受または宅配業者による配送 ● 医師が訪問薬剤指導指示を薬局に行い、薬局薬剤師が訪問にて服薬指導と配薬、金銭収受を行っている場合もあり ● 支払はQRコード決済または後日薬局窓口にて支払い
7	補助金・交付金 ● 内閣府 デジタル田園都市国家構想交付金
8	オンライン診療の運営管理(コーディネーター) ● 市立診療所医師・看護師及び鳥羽市健康福祉課健康係事務職員 ● 鏡浦診療所医師が患者を選定し、看護師がMCSを使用し薬局薬剤師とスケジュールを調整 ● 看護師が医療MaaSの予約システムを使い、医療MaaS車両の運転を委託する運転手と診療日時を共有 ● 当日は市立診療所の看護師が受付からオンライン診療、オンライン服薬指導、支払いまでの流れについてMCSを用いて、医師、薬剤師と連絡をとりながら患者を支援
9	デモンストレーション(実証)の実施 ● 施設側の通信環境を確認し、実際にオンラインで繋いで映像・音声確認
10	その他、工夫していること ● 対象患者ごとにMCSで医師、看護師、薬剤師でグループを作り、診療内容などの患者の情報を共有 ● 受付からオンライン診療、オンライン服薬指導、会計までがスムーズに進むようにMCSで逐次進行具合を共有し、調整 ● 対面診療を要する場合や、対面診療を望む患者には医療MaaS車両による診療所までの移送サービスを勧奨

事例⑤-3: 山口市徳地診療所(へき地診療所)→「介護施設入所者」	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ●サ高住(介護付き高齢者賃貸住宅)に入居中で、介護度が比較的低い患者 ●元々、訪問診療を行っていたものを本人と施設に説明した上で、オンライン診療に移行
2	オンライン診療に関わる設備 ●クラウド型の電子カルテ(きりんカルテ)を利用し、現地から看護師、徳地診療所では医師が記入・双方に閲覧可能 ●Teladoc HEALTH View Point を利用 ●バックアップに、汎用サービス(FaceTime)も利用できるよう準備
3	医師の研修と医療機関の届出 ●山口市徳地診療所の医師は、オンライン診療の研修(e-learning)を受講 ●山口市徳地診療所は、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出
4	患者への説明と合意 ●医師から患者と施設管理者にオンライン診療の実施を説明し、同意を取得 ●同意を得た後に、次の訪問診療からオンライン診療を導入 ●緊急時の往診を約束し、4ヶ月に1回は対面での訪問診療を実施 ●当該施設には介護度が高い入居者がいる関係で、月2回の施設への訪問診療は継続
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ●初診料もしくは再診料(情報通信機器)、在医総管(在支診等以外・月1回・通信機1人)、看護師等遠隔診療補助加算を算定 ●支払いは施設スタッフが、診療所に来所しまとめて対応
6	処方薬の受け渡し、配送について ●施設スタッフが薬局に処方箋を持参し、薬剤師から情報提供等を受けた上で、処方薬を受領
7	補助金・交付金 ●このケースについての補助金・交付金はなし
8	オンライン診療の運営管理(コーディネーター) ●徳地診療所の医師、看護師が主導しているが、施設スタッフにも患者情報の伝達など協力依頼
9	デモンストレーション(実証)の実施 ●施設の通信環境を確認し、実際にオンラインで繋いで映像・音声確認
10	その他、工夫していること

パターン⑥「へき地診療所・医師宅」から「自宅・介護施設患者」へのオンライン再診・往診

事例⑥：鳥羽市立神島診療所医師宅（島外）→患者自宅（神島）	
1	オンライン診療の取り入れ方と対象患者の検討 ●主に神島在住の患者を対象 ●定期通院している患者に対しては通常対面診療の際にオンライン診療の同意を取得 ●夜間や休日など神島に医師が不在時に、診察依頼があった場合、看護師がセコム VitalookやiPadを持って患者宅に赴きオンライン診療を実施
2	オンライン診療に関わる設備 ●看護師がセコム VitalookやiPadによるFaceTimeを使い、オンライン診療を患者宅から実施 ●通信はデータSIMを利用 ●クラウド型電子カルテ（セコムOWEL）を導入しているため、医師が島外からでもカルテの記載が可能 ●看護師も現地からカルテを閲覧記載し、処方、処置内容の確認や、搬送が必要な場合は診療情報提供書の印刷を診療所から行うことも可能
3	医師の研修と医療機関の届出 ●鳥羽市立診療所に所属する医師は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づくオンライン診療の研修とともに、へき地における患者が看護師等という場合のオンライン診療の研修を受講 ●鳥羽市立診療所は、オンライン診療対応の医療機関として地方厚生局に届出 ●三重県伊勢保健所に巡回診療先のオンライン診療の実施の可能性について届出 ●医師が保険医療機関外で診療を行う場合は、「医療を提供しているが医療資源の少ない地域」に属する保険医療機関に限定
4	患者への説明と合意 ●神島に医師がいないことを患者に伝え、オンライン診療で対応せざるを得ないことを説明し、同意を取得 ●診察の結果によっては、搬送が必要になることにも同意を取得
5	診療報酬、患者の窓口負担、医療機関間の負担金 ●初診料もしくは再診料（情報通信機器） ●看護師等遠隔診療補助加算 ●翌日等の診療所開設時間に診療費を診療所窓口にて支払い
6	処方薬の受け渡し、配送について ●搬送せずに自宅で経過観察可能と判断した場合は、医師確認の下、看護師に診療所での調剤を指示し、患者自宅まで配送
7	補助金・交付金 ●国土交通省 スマートアイランド推進実証調査 ●国土交通省 離島活性化交付金（デジタル技術等新技術活用促進事業）
8	オンライン診療の運営管理（コーディネーター） ●夜間や休日に患者から医師もしくは看護師に診察依頼があった場合、医師と看護師で患者情報の共有を行い、看護師が患者宅へ赴き、医師は自宅でオンライン診療を実施
9	デモンストレーション（実証）の実施 ●施設側の通信環境を確認し、実際にオンラインで繋いで映像・音声確認
10	その他、工夫していること

今回はオンラインによる専門医診療(D to P with D)、オンラインによる遠隔医療支援(D to D)については、事例が十分に収集できなかったため掲載できませんでした。また、これから法規制や診療報酬、責任の所在等の課題はありますが、対面サービスに加えて、将来的には、以下のようなオンラインサービスについても検討する必要があるのではないのでしょうか。

		主な例
D to P with D		
①	オンライン専門医診療	へき地医療拠点病院の専門医→へき地診療所の患者へ診療
D to D		
②	オンライン遠隔医療支援	へき地診療所の医師が行う検査等について、へき地医療拠点病院の専門医がリアルタイムに支援
医療専門職種 to P with N等		
①	オンライン訪問看護	特定看護師や訪問看護師が、オンラインでへき地診療所、巡回診療先、自宅患者に看護を実施
②	オンライン栄養指導	栄養士が、オンラインでへき地診療所、巡回診療先、自宅患者に栄養指導を実施
③	オンラインカウンセリング	公認心理士、精神保健福祉士等が、オンラインでへき地診療所、巡回診療先、自宅患者に相談援助を実施
④	オンラインリハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語療法士が、オンラインでへき地診療所、巡回診療先、自宅患者に理学・作業・言語療法を実施
⑤	オンライン健康相談・保健指導	保健師が、オンラインでへき地診療所、巡回診療先、自宅患者に健康相談、保健指導を実施
⑥	オンライン相談援助・生活支援	社会福祉士や社会福祉主事が、オンラインでへき地診療所、巡回診療先、自宅患者に相談援助、生活支援を実施
⑦	オンライン包括支援	地域包括支援センターで行っている相談支援業務を、オンラインで実施

※本手引き用に設定した造語であり、厚生労働省などが定義していないことに注意ください

1) 遠隔医療に関する指針やガイドラインについて

資料名等およびURL	作成元
遠隔医療に関するホームページ(関連法令等、補助金等)	厚生労働省
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html	
オンライン診療について(関連法令等、事例集、オンライン歯科診療等)	厚生労働省
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html	
オンライン服薬指導に関する情報(関連法令等、電子処方箋等)	厚生労働省
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/onlinefukuyaku.html	
遠隔医療の普及(研究開発、遠隔医療モデル参考書等)	総務省
URL https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyoku/iryoku_kaigo_kenkou_page1.html	

2) 補助金等

ここでは、令和6年度においてへき地のオンライン服薬指導におけるシステム導入や人件費に対する補助金について一部ご紹介いたします。なお、令和7年度以降においては各省庁並びに地方自治体にて異なる制度や名称、内容となることを踏まえご参照ください。

各省庁による補助金

■ 内閣府

名称およびURL
デジタル田園都市国家構想交付金
URL https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html

■ 厚生労働省

名称およびURL
①医療施設等設備整備費補助金(遠隔医療設備整備事業)
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html
②へき地医療拠点病院運営事業
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20900.html

■ 総務省

名称およびURL
R6年度「地域デジタル基盤活用推進事業」 (R7年度は「地域社会DX推進パッケージ事業」に衣替え) URL https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html
過疎地域持続的発展支援事業(過疎地域が該当) URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm

都道府県等による補助金(山口県、三重県の例)

■ 山口県デジタル推進局デジタル政策課

名称およびURL
やまぐちデジタル実装推進事業 URL https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/267178.html

■ 山口県医療政策課

名称およびURL
遠隔医療設備整備費補助金※ ※厚生労働省の補助金(上記①)に対応 URL https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/14459.html 令和6年度医療施設等設備整備補助金交付要綱(PDF:259KB) (10)遠隔医療設備整備事業
へき地医療充実のための遠隔医療設備整備費補助金※ ※厚生労働省の補助金(上記①)に対応 URL https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/14459.html 令和6年度医療施設等設備整備補助金交付要綱(PDF:259KB) (10)遠隔医療設備整備事業
へき地医療拠点病院運営費補助金※ ※厚生労働省の補助金(上記②)に対応

■ 三重県

名称およびURL
へき地オンライン診療体制整備事業補助金 URL https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001158728.pdf

1) 患者さんへの説明資料例

オンライン診療による代診について

オンライン診療の際には、以下の点をご理解、ご了承の程、宜しくお願いします。

- 本日は、当院医師の欠勤のため対面診療が難しく、山口県立総合医療センターの医師がオンライン診療による代診を行います。
- オンライン診療ができるかどうかを、医師がその都度判断します。オンライン診療による診療が適切でないと判断した場合は、オンライン診療を中止して、対面診療のご案内をさせていただきます。
- オンライン診療で得た診療情報は診療所内で厳重に管理しますが、サイバー攻撃等による情報の漏洩リスク等があることをご理解ください。患者様にも診療情報を漏らさないよう録画、録音、撮影等はしないようご協力をお願いします。

気になる点があれば、診療所職員にお尋ねください。

岩国市立本郷診療所長

2) 特例的に医師が常駐しない巡回診療に関わる事務処理例

※令和6年3月時点での文書ですので、今後変更の可能性があります。

事 務 連 絡
令和6年(2024年)3月26日

各健康福祉センター御担当者 様

医務保険課医療指導班長

「特例的に医師が常駐しないオンライン診療を行う巡回診療に係る事務処理要領」
の制定について

このことについて、別添のとおり「特例的に医師が常駐しないオンライン診療を行う
巡回診療に係る事務処理要領」を制定しましたので送付いたします。
事務処理に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

特例的に医師が常駐しないオンライン診療による巡回診療の実施に係る事務処理要領

(令和6年3月25日制定)

1 目的

この要領は、令和6年1月16日付け医政総発0116第2号厚生労働省医政局総務課長通知「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」に基づき、オンライン診療が県内に所在する病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の事業として行われる場合であって、定期的に反復継続（おおむね毎週2回以上とする。）して行われることのない場合又は一定の地点において継続（おおむね3日以上とする。）して行われることのない場合で、新たに診療所開設の手続を要しない巡回診療を実施する場合の事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

- ※根拠法令
- ・「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和36年6月20日医発第554号厚生省医務局長通達）
 - ・「「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外での健康診断の取扱いについて」の改正について」（平成24年10月1日医政発1001第7号厚生労働省医政局長通知）
 - ・「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和6年1月16日医政総発0116第2号厚生労働省医政局総務課長通知）
 - ・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和6年1月最終改正）厚生労働省）

2 医療機関の手続

(1) 実施計画書

医療機関がオンライン診療による巡回診療を実施しようとする場合は、以下の巡回診療実施計画書等を巡回診療を実施する地域を管轄する保健所（以下「保健所」という。）へ事前に提出させるものとする。

なお、「ア 巡回診療実施計画書」は、年度当初及び3ヵ月ごとに提出させるが、その他の添付書類については、年度当初のみ提出させるものとする。

（提出書類）

- ア 巡回診療実施計画書
- イ 巡回診療実施の目的、維持の方法、診療報酬の徴収方法を記入したもの
※住民の受診機会の確保のためにオンライン診療による巡回診療が必要となる理由を必ず記入
- ウ 実施主体（開設者）が法人である場合は、定款又は寄附行為
- エ 移動診療施設（バス等）を利用する場合は、施設の構造概要を記入したもの
- オ オンライン診療の適切な実施に関する指針チェックリスト
- カ 保健所による現地確認が行えない場合は、オンライン診療を実施する現地の状況が分かる写真（場所、手法、患者のプライバシー配慮状況等が分かるもの）

(2) 実施状況報告

上記のオンライン診療による巡回診療を実施した医療機関については、3ヵ月ごとに提出する巡回診療実施計画書に記載した巡回診療について、当該計画書の対象期間終了後に、その実施件数等の実績を以下により保健所へ報告させるものとする。

各保健所は、医療機関から報告された実施件数等を医務保険課に情報提供することとし、医務保険課においては、地域医療に与える影響やその可能性について連携して把握するため、郡市医師会等と情報の共有を図るものとする。

〈報告内容〉※様式は任意

- ア 実施年月日
- イ 実施場所
- ウ 診療実施件数
- エ 実施責任者名
- オ 担当医師名
- カ その他職員数

3 留意事項

- ・オンライン診療による巡回診療は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」の第二の二(一)～(四)の手続を遵守する必要があること。
- ・特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所で新たに診療所開設の手続を要しない場合については、オンライン診療によって住民の受診機会が確保される必要性が認められることが要件とされており、各保健所において、医療機関から事前相談、実施計画書の提出があった際の確認に当たっては、医務保険課に相談すること。
- ・各保健所は、「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」に基づき、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守可能な体制が整っていることを実地調査も通じて確認することや、急変時の対応を確実なものとするため、オンライン診療を実施する医療機関については、当該医療機関が自ら急変時に対面で対応を行う場合を除き、急変時の対応について合意した医療機関と連携可能な地域の医療機関とされていることに留意すること。
- ・また、同通知において、地域医療に与える影響やその可能性について、地域医師会等、診療に関する学識経験者の団体等と連携して把握することとされていることから、各保健所においては、オンライン診療の実施件数などについて、医務保険課から郡市医師会等へ情報提供が行われることについて事前に医療機関へ説明すること。

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。

年 月 日

山口県 保健所長 様

巡回診療実施計画書（オンライン）

申請者	所在地				
	名称		法人設立の日	年 月 日	
実際に診療を行う施設	所在地		左施設の開設者	所在地	
	名称			名称	
診療を行おうとする科目					
巡回診療実施内容					
実施年月日	実施場所	オンライン診療実施予定件数	実施責任者名（医師）	担当医師名	その他職員数
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			

年 月 日

山口県 保健所長 様

巡回診療実績報告書（オンライン）

申請者	所在地				
	名称		法人設立の日	年 月 日	
実際に診療を行う施設	所在地		左施設の開設者	所在地	
	名称			名称	
診療を行った科目					
巡回診療実施内容					
実施年月日	実施場所	オンライン診療実施予定件数	実施責任者名（医師）	担当医師名	その他職員数
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			

「令和6年度山口県のオンライン診療研修会における質問より作成」

1 オンライン診療を導入する際に必要な手続きや届け出について

保険診療を行う際には、地方厚生局および管轄保健所に届け出を行う必要があります。
※参考資料：山口県の提出書類(令和7年2月現在:但し書式の変更の可能性あり)

2 オンライン診療でどこまでの範囲の対応ができるのか具体的に示してほしい

処方、バイタル測定等は医師の指示で可能です。事前に診療計画で想定している範囲内では血液検査、点滴、処置も可能とされていますが、ワクチン接種は不可です。詳しくは地方厚生局にご確認ください。なお、採血、点滴、処置は診療の補助になりますので、看護師が行うことが前提ですのでご注意ください。

3 薬の処方、当日の受け取りができる・できない等、場合分けがあるといふ

「第2章6)処方薬の受け渡し、配送について」で説明しているほか、オンライン服薬指導については、山口県健康福祉部薬務課発行の「オンライン服薬指導導入の手引き」をご参照ください。

4 どのシステムが良いのか、費用についても教えて欲しい

「第2章2)オンライン診療に関わる設備」をご参照ください、なお、費用は各自問い合わせてください。

5 システムや機器を一覧で示してほしい。その中でこの機器を揃えたらこういうことができるというのが分かればありがたい

「第2章2)オンライン診療に関わる設備」の中で一覧表を示しています。また、本手引きの事例紹介(第3章)では、各事例で用いている設備を紹介しています。

6 スムーズに始めるにはどうすればいいですか？

関係機関が多く、へき地の場合、さらに距離があるため、対面だけでなく、オンライン会議システムで何でも打合せを行う方がよいです。普段の医師患者関係が大切で、導入時や安定するまで全体を調整できるコーディネーター「第2章8)オンライン診療の運営管理」を置くことが必要です。

7 現地の看護師の役割や動き方、各担当者、資格者の動き方

本手引きの「第3章事例紹介」をご参照ください。

8 医師と看護師等の協力関係

事例④-1のように、関係者(かかりつけ医、オンライン診療支援者、萩市看護師、訪問看護師等)による定期ミーティング(Zoom)を月1回実施して、特に気になる患者の情報を共有したり、MCS(Medical Care Station)を用いて、関係者で情報共有することは重要です。また、山口県では急なオンライン代診等にも備え、毎週金曜日に30分間、ZOOMを利用し、へき地診療所やへき地医療拠点病院等の医師や看護師が参加するオンライン茶話会を3年以上開催し、普段からへき地診療所の様々な話題について共有しています。

9 行政から医療従事者に依頼するときの注意点

まずは医師や看護師とコミュニケーションを取り、どんなことに課題を持っているかを理解することが大切だと思います。オンライン診療を組み合わせることで、その課題を改善できるのかや、患者さんにとって診療機会が維持、充実できるのか、こうした検討するプロセスを共有すると、意思疎通が取りやすくなると思います。

10 コーディネーターの役割、人材をどう確保するのか

詳細は、本手引き「第2章8）」で説明しましたのでご参照ください。関係機関とコミュニケーションを取りやすい方や、継続的に関われる方が望ましいです。大切なことは、オンライン診療の組み合わせが軌道に乗るまで見守る「コーディネーター」がいることだと思います。

へき地医療拠点病院等が公的であるため、多くは行政職員が担うことが多いです。

11 行政職員の役割について

オンライン診療を導入して解決できる課題のイメージを関係者間での共有することが重要であり、合わせて予算の確保、導入・維持の管理、コーディネーターとしての役割、住民説明等全般などを担います。詳細は本手引き「第2章8）」をご参照ください。

12 採算が取れるのですか？

オンライン診療システムを導入するには一定の費用がかかりますが、国や都道府県、市町村の補助金を活用することができます。また、へき地では患者の側で看護師がいる場合には診療報酬上も加算が取れるようになりました。

採算については、簡単には申し上げられません。例えば、悪天候等で医師派遣が困難な場合にオンライン診療ができる場合、医師の急病や都合で現地に代診医を送れない場合にオンライン診療ができれば、継続的な診療の機会が確保され、失われていた診療報酬も確保できます。

また、オンライン訪問診療を活用できれば、今まで診療することができなかった自宅や介護入所施設の方への診療も提供でき、その分診療報酬も得ることができます。

13 お金の支払いはどうしていますか？

①次回の対面診察時に支払い、②振込み、③代引き(薬の場合)、④クレジット等があります。第3章での事例紹介もご参照ください。

14 困った時、誰に相談すればいいですか？

本手引きについての問合せは当面、山口県立総合医療センターへき地医療支援センターにご相談ください。ただし、オンライン診療に関する制度についての詳細は、状況が変化しているため、厚労省医政局(オンライン診療全般は、総務課・医事課、へき地医療関係は、地域医療計画課)に問い合わせてください。巡回診療の開設については管轄保健所、診療報酬等については地元厚生局です。各都道府県の窓口(へき地医療および遠隔医療・医療DX担当部署)にもご相談ください。

[第1版発行] 2025年3月31日

■ 発行

山口県立総合医療センター へき地医療支援センター

■ 執筆者一覧

原田 昌範

山口県立総合医療センターへき地医療支援センター センター長

古城 隆雄

東海大学健康学部健康マネジメント学科 准教授

中嶋 裕

山口市徳地診療所 所長

小泉 圭吾

鳥羽市立神島診療所 所長

松本 知己

柳井市立平郡診療所 管理者

周南市地域医療課

柳井市健康増進課

鳥羽市健康福祉課

■ 執筆協力

山口県健康福祉部薬務課

株式会社ジェイエムインテグラル

■ 助成

公益社団法人 地域医療振興協会 地域医療研究所

■ デザイン

オダムラデザイン